

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第50号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和39年佐賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p><b>第10条</b> 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。</p> <p>(6)・(7) 略</p> | <p>(卑わいな行為の禁止)</p> <p><b>第3条</b> 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(嫌がらせ行為の禁止)</p> <p><b>第10条</b> 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第1項に規定するつきまとい等を除く。）を反復して行ってはならない。ただし、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、<u>ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。</u></p> <p>(6)・(7) 略</p> |

| 改正前  | 改正後  |
|--|--|
| <p>(8) その性的<sup>しゅう</sup>羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的<sup>しゅう</sup>羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> | <p>(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置くこと。</p> |

附 則

この条例は、平成26年1月5日から施行する。